

議案第 24 号

富津市学校給食調理場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

富津市学校給食調理場の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 24 年 2 月 21 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

学校給食調理場の設置等に関する根拠規定を整備することにより適正な学校給食の管理に資するため、条例の一部を改正するものである。

富津市学校給食調理場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富津市学校給食調理場の設置等に関する条例（昭和46年富津市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 富津市立小学校及び中学校の学校給食を実施するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条及び学校給食法（昭和29年法律第160号）の規定に基づき、富津市学校給食調理場（以下「調理場」という。）を設置する。

第4条中「規則」を「教育委員会規則」に、「学校給食用物資の調達、調理、輸送その他必要な」を「学校給食を実施するため、教育委員会規則で定める」に改める。

第10条を次のように改める。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。